

唐代府兵制度に関する一疑問

菊池, 英夫

<https://doi.org/10.15017/2335137>

出版情報 : 史淵. 58, pp.95-115, 1953-09-01. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

唐代府兵制度に關する一疑問

菊池英夫

唐代の兵制に關しては既に先學による多くの秀れた業績があり、就中前期の府兵制に就いてはその内容、變遷も一應周知のものとなつてゐる。即ち西魏宇文氏に始まり、隋に整備せられ、唐に繼承せられて太宗の貞觀十年に再整備完成せられた府兵制度の内容は、六品以下の子孫及び白丁にして職役なき者の中より規定數の兵士を揀選して、全國に布置した折衝府に付籍し、税役を免じ、年限交代制に依つて一部は中央に、一部は鎮戍に上番せしめ、殘餘は三時耕農冬季習戰の原則に從つて訓練し、これを管掌する折衝府は直接中央兵部に隸して地方州縣とは統屬關係を有せず、以て中央、地方・邊境の諸軍を國軍一本の統制下に置いていたのである。而して全國總府數の約四割強は關内に、二割強は河東に集中し、中國を南北に二分するとき、九割五分は所謂北支に偏在し、從つて國民の兵役負擔は地域的に甚だ偏頗であり、疆域擴大・國境線長大化に伴う邊戍兵員數の増大はこの偏頗の弊を益々激化し、武后臨朝の始めに兵額の増大があつて表面この制度の最盛を來すの觀があつたが、その後半には早くも綱紀の頹廢・軍規の弛緩が顯われて先づ河北山東より崩壞の狀を露呈し、北族侵寇の事態起るや遂に團練兵なる新兵制に依らざるを得ず、降つて玄宗朝に至り、府兵は全く廢絶し官健募兵が取つて代つたとせられるのである。右通説の基礎は二十數年前に發表せられた濱口重國氏の雄篇「府兵制度より新兵制へ」によつて据えられたもので、今日と雖もこれを凌駕する本格的な研究は皆無と云つてよい。

今日普及せる見解に依れば、府兵制は貞觀十年に完備して後には、重點に差異こそあれ、兎に角劍南嶺南に及ぶ大唐全境を覆い、然もその破綻は先づ河北に於て露呈し、從つてこれに代るべき新兵制の重要な一環を爲す團練兵の制は先づ河

北山東に誕生したこととなつてゐる。然るに今此の説に従つて當時の史料を再検討するに、その間に蔽い難い矛盾が發見せられるのである。

唐初の兵制の變遷に關する多少とも纏つた史傳としては、新唐書の兵志、唐會要の京城諸軍及び府兵の條、玉海の唐府兵の項等である。他の史料中にも散見してはいるが、夫等は率ね或一定時期の制度に限られたものか、又は斷片的なもので、寧ろ歸納的傍證史料たるに止まる。尙六典・通典・舊唐書・冊府元龜等の著名文獻の記事は、その史料系統からして會要と近縁關係にあり、特殊の新記事を見出すことは出来ない。而して新唐書の記事は極めて簡要を得、整理された首尾一貫せる文面であるが、それは一重に後年の編纂にかゝる結果で却つて史料價値に乏しく、その點では原史料の趣を留めた會要系統の記事が勝つてゐる。特に會要は個々の記事の繫年を明かにし、博搜せる零細な記事を編年化する上で最も正確な骨格となるべき史料と考えられる。玉海は南宋の編纂ではあるが、率ね参照せる資料の名を明記し、その原文を轉寫して全篇を構成しており、ここに採上げた唐初兵制の記事もそれを「會要」より引いたと明記してゐる。然るにこの玉海所引唐會要の記事は、今日我々の見る王溥の會要と著しく體裁を異にし、更に大なる矛盾をさへ示してゐるのである。

唐會要一百卷は、郡齊讀書志や四庫總目提要等に依るに、既に唐の蘇冕が撰せる高祖乃至德宗の會要四〇卷があり、次いで宣宗時代に續會要四〇卷が生れ、五代後漢の進士たる王溥が宣宗以後を増補して新編唐會要一百卷とし、北宋建隆二年に上進した。然し乍らこの王溥の會要はその後脱漏竄錯甚しく、清の乾隆帝が四庫館員をして諸書より抄録補正せしめて現行の會要を作り上げたのであつて、現行會要は王溥の原書をそのままのものではない。四庫提要も「編類雖未必合溥之舊本。而宏綱細目約略粗具。猶可以見其大凡。」と述べてゐる。一方玉海の製作された時代には、王溥會要は勿論、その原史料たる蘇冕の會要も未だ傳存してゐたことが考えられ、何れにしろ現行會要よりは遙かに原史料に近い原本を寫した可能性が強いのである。とすれば、たとえ編纂の年代は下るとも此處に引かれた會要の記事に關する限り大いに検討の

餘地ある根本史料と言わねばならぬ。現行會要と玉海所引會要の關係記事全文を比較すれば更に重要な幾つかの問題が見出されるが、今はその中一句のみを取上げて見たい。先づ左に兩記事を掲げる。尙お比較のため記號を付した。

(1) 現行唐會要^{卷七} 府兵

前^A。貞觀十年改。中。爲折衝都尉。略。關內置府三百六十一。中。學關中之衆以臨四方。迺置十二軍。分關中諸府隸焉。中。每歲十一月以衛士帳上兵部。略。其家不免征徭。河東道府額亞於關中。河北之地人、遂漸逃散。年月漸久。逃死者不補。三輔寡弱。宿衛之數不給。永徽三年十一月敕云々。

(2) 玉海^{卷一} 兵制。唐府兵所引會要(付原注)

武德三年^{舊紀}七月十一日^{壬申}。中。置十二衛將軍。中。分關內諸府隸焉^{軍名傳亦所造}。關內置府二百六十一。中。學關中之衆以臨四方。中。河東道府額亞於關中。河北之地人、多壯勇。故不置府。其諸道亦置。每歲十一月以衛士帳上兵部。中。其家不免王徭。遂漸逃散。年月漸久。宿衛之數不給。開元六年云々。

右に依るに、現行會要記事をA B C D E F G H I J Kとする時、玉海所引會要には對應記事がD' B' F' G' I' E' H' Kの順で見出され、現行會要に見えざる(イ)がその前とG-I-Eの間と入つてゐる。他の一切を割愛するとして、今採り上げるのはこの玉海會要(略稱以下同)にのみ見える(ロ)の句である。この句は現行會要では完全に脱漏し、他の項目の下にも發見できないのであるが、その内容は極めて重要である。即ち、河北の地は住民が勇壯なるが故に特に折衝府を置かず、その他の諸道にこれを設置したと云うのである。従つて以下の兵役過重による逃戸漸増・宿衛不給の記事も、河北以外の諸道諸府について云われている如くである。然るにこの(ロ)の記事を脱せる現行會要に依れば、特に河北人士の避役逃散が述べられ、従つて當然河北における軍府設置を前提とし、その結果としての兵役過重が語られていると見られるのである。

この二つの史料は凡そ府兵制に就いて論ぜんとする者の必讀の書であり、従つてかくも判然たる對立史料について先舉

諸氏もこれを見逃してはいない。そこでこの問題に關する先學の諸論稿を探るに、通説と異り、玉海會要の説を支持して河北に折衝府を置かずとなす見解を示された人として、故岡崎文夫博士と中國の谷霽光氏とがある。岡崎博士の見解は、專論^{註5}の外、概説書中にも重ねて強調せられ、府兵の兵役を正役の一種と見て均田・租庸調法と不可分なりとし、此の兩制は法意よりすれば遍なく天下に適用せらるべきも、實際は殆んど陝西・河東及び河南の洛陽以西に限られ、恐らくは府兵制施行地と並行してのみ均田制が行われ、又假令均田制の中心たる授田が行われずとも、丁・中に依る租調科率は全国的に推行し得た筈であると注目すべき結論に達しておられる。所が肝心の河北不置府説(略稱^以下同^じ)の根據はと云えば、唯先の玉海會要中の(四)の一條のみで、しかも反對史料の存在に就いては觸れておられない。何分にも舊稿と概説のことではあり、更に筆者の短見にもよるであろうが釋然たらざるものがある。次に谷氏の見解は、現行會要を王溥が編纂する際、後述の理由から蘇冕會要の(四)の部分^{註1}を削去したのであつて、兩會要の記事の相違は夫々異つた年代の實情に合致し、當初府を置かれなかつた河北に開元十八年の奚契丹入寇を機として列置を見た^{とされる}のである。その立論の根據については以下逐一検討を加えるであろうが、一讀して云いうることはこれ又反對史料に對して充分の注意を拂われず、その點人をして納得せしめ得ぬ獨斷を含んでいる様に思われる。しかし右兩氏の論は、結論の大綱においては首肯すべきで、私見もこれと大同小異であり、更に云えば本稿は示唆の多くをこれに負うていたのであつて、史料においても新たに加うべきものを殆んど見出し得ぬ今日、更めて兩先學の業績に深く敬意を捧げるものである。

所で然らば、私は何を根據に如何なる範圍において河北不置府説を支持するか。それには當然先づ置府説の根據を檢討してかゝらねばならぬ。この通説の根據は、私見に依れば二つに大別せられる。第一は河北人が兵役に苦しみ避役をはかつた事を述べた史料。第二は現に河北に兵府の存在したことを傳える史料の存在である。此等に依つて玉海會要の不置府の一句は從來誤讀と見做されたのか、殆んど問題とせられなかつた様である。所が第一類の史料について云えば、先づ現

行會要の前掲G H Iの部分たる「河北之地。人逐漸逃散。年月漸久。逃死者不補。」であるが、これは先述の如く玉海會要より問題の(四)の句を削去した場合に一致し、検討の對象とはなるが立論の根據とはなし難い。次に凡そ蒐集せられる逃戸記事中、後世より見た大勢論でなく當時の實狀を訴えたもので、しかもその地域を明かにし且つ兵役忌避に關係あるものを精選するに、開元年代迄に左の三個を得る。

(イ) 貞觀初。拜陝州刺史。時朝廷議。戶殷之處得徙寬鄉。善爲上表。稱畿內之地。是謂戶殷。丁壯之人悉入軍府。若聽移轉。便出關外。(舊唐書一九一) 崔善爲傳

(ロ) 今之議者或不達於變通。以爲軍府之地戶不可移。關輔之民貫不可改。而越關繼踵。背府相尋。是開其逃亡。而禁其割隸也。(唐會要八五逃戶) 證聖元年李嶠奏

(ハ) 長安二年改授常州刺史。中。改授絳州刺史。州管軍府。戶多彫散。惟良之任自昔稱難。公隨方撫馭。民而復業。中。景雲二年云々。(金石粹編七一) 兗州都督于知微碑略

右の中(イ)は關内、(ロ)は河東道絳州の地である。勿論餘りにも少い史料であるが、しかし兎に角直接河北における避兵逃散を述べた記事ではなく、かくて現行會要が河北之地人逐漸逃散を貞觀十年條に接續して掲げ、恰も貞觀中より河北が府兵の一大供給源たりしが如く論じている點、及びその結果たる府兵の逃散を、河北のみの特殊現象とは云わぬ迄も少くとも河北に於て特に顯著であつたとの印象を興えている點は、傍證史料からは確め得ず、これに反し現行會要自身が關中・河東の府額が特に多いことを述べ、更に記事Jにおいて逃戸の結果が三輔寡弱を招いたと特記している點に關しては、關内特に畿輔における逃戸を論じた疏奏が右三例中二例を占め、殘る一つが河東であるのとよく符合して此等少數史料より歸納が決して過然的結果とは云い切れぬことを示している。即ち以上に於て窺いうる紛れない事實は何かと云えば、府額最も集中せる關内に最も避兵逃戸が激しく、相繼いで「關外」に逃亡していたこと、府額關中につぐと云われた河東に

も同様逃戸の見られたことの二點のみで、現行會要の云う河北人の兵役忌避は只今迄の所裏付となる傍證に乏しいのである。尤も直接兵役と無關係な他の原因に由る逃戸も結果として兵制の崩壊を導くことは勿論であり、天災其他に關連して河北逃戸の記事若干を他に見出すことはできる。但それは他道に比して決して特に激しいとは認められず、特にそれが河北兵制の崩壊を早からしめたとは考え難い。この點の詳考は割愛する。この種の史料の次のものは、矢張り玉海に引かれ府兵制研究の重要史料とされる鄴侯家傳の一節で、「諸衛將軍。自武后之代。多以外戚無能者及降虜處之。中略。其番上宿衛。中至是衛佐悉以借姻戚之家。爲僮僕執役。京師人相詆訾者。即呼爲侍官。時關東富實貴之人尤上氣。乃恥之。

至有馭手足以避府兵者。番上者貧羸受雇而來。由是府兵始弱矣。」(新唐書兵志)とあつて、武后の頃より諸衛の官職が外戚子弟等に獨占せられ、その下の屬僚たる衛佐も悉くその族姻を以てし、爲に上番の衛士は彼等の僮僕同然となつた。そこで最も氣位高き關東の官人は最も兵となるを嫌い、手足を馭して迄避役するに至つたと云うのである。關東とは廣く山東・河南北の地を指す。これが事實とせば、正しく河北置府の明證ではなからうか。所が同じ鄴侯家傳の下文に、「玄宗時。奚・契丹兩蕃強盛。數寇。河北諸州不置府兵。番上以備兩蕃。諸道共六百三十府云々。」との一句が現われる。これではどうも鄴侯家傳は大きな矛盾を含み、其の記事に何か混亂があるのではないかと疑われる。この句の解釋には三つの可能性がある。第一に、谷氏に従えば(1)若し河北に府兵を置かずとせば番上も備蕃も意味を爲さず、(2)兩蕃入寇と不置府兵の連關も唐突である等の理由から「不」は「又」の誤りで「不置府兵」は「又置府兵」と校訂さるべきで、かくて文意は、玄宗の時奚契丹の侵入に備えて河北にも又府兵を置くこととなり、全國共せて六三〇府に増加したと解せられる。但かく解しても依然、暗に兩蕃侵入以前の河北不置府を認めねばならず、従つて先の河北人避兵の事が府兵制紊亂の結果起つたとするのは誤りで、實は河北にはもともと兵府なく、兩蕃侵入以後置かれた爲、徳宗朝の人鄴侯李泌は誤解して右の如き混亂を示すに到つたとされる。そしてこれが谷氏の開元十八年河北置府説の重要な根據となつてゐる。成程通行本玉海に

は此種の文字の誤りは稀ではない。しかし輕々に「不」を「又」に改め、且その上で前段を非認するのは大いに警戒せねばならぬ。字句を變えずに意味を通じる解釋こそ望ましい。そこで第二に番上の語を廣義に解し、單に輪番で義務的勞役に就くを云い、中央・地方を問わないものとすれば、戍邊備蕃も又番上に算えられ、しかもそれは徵發による義務的兵役で一定期限を以て交替する者であれば必ずしも府兵と限られたわけがなく、開元年間に於いてかかる條件に適合する者を考うれば邊境鎮戍・軍鎮における所謂防丁や土鎮等があり、更に召募の名の下に實は差發を蒙り中央も此れを默認した如き類をも含めて考えれば、兵募或いは征行人、開元廿五年に正式に募兵化する以前の建兒等がある^註。而して少くとも開元二十年以前、河北方面に兵募丁防の徵せられてゐたことは明證がある(冊府元龜八五帝王部敕)。更に武後の萬歲通天元年、山東の近境諸州に創置せられ、やがて北支一圓に及んだ武騎團も、制度的には明かに團結兵の濫觴で、十家一丁の割合で就役者を出させて編せられる土着郷民の農兵と云いうるものであるが、純然たる郷民の自然發生的自衛體制に非ず、規定に従つて規定の人數を出頭せしめて付籍し、唯その簡點の基準單位を丁ではなく戸の集團に置き、誰を出すかの決定はこれを郷民の自治的機關に委ねたと思われ、謂わば生活單位たる戸を規準に郷民の連帶責任を利用した義務的兵役の一變形であり、事なければ所在に平居して農隙に訓練をうけ、糧食支給を除けば京師上番・鎮邊出征の義務を負わない府兵とも云うべきものであつた。従つて場合によりこれも「番上以備蕃」者の中に入れ得るかも知れず、兎に角この解釋が許されれば先の家傳の文意は、「當初より河北にも兵府が置かれていたが、武后以後の綱紀頹廢と共に避役逃散を見、玄宗の時突契丹屢々寇すれども府を置かず、即ちもはや軍府を置くを以て對策と爲さず、府兵制再建を斷念して兵は番上して以て蕃に備えることとした。即ち唯民丁を差發代番せしめて防備に充てた。」と解し、諸道共六百三十府云々は一應別個の記事に屬すると見做すこともできる。但これ又極めて不自然な苦しい解釋で多分に獨斷的と云わざるを得ぬ。とすれば一步を譲り、「不置府兵」を「又置府兵」の誤と認め、然る後「又置」が創置を意味せず、從來とも置かれ來つた府額の増設を

意味すると解する第三の途が最も穩當の様に思われる。しかし一方、既にそれより以前、手足を慰して迄避役する者多く、爲めに在來の兵府さえ維持困難を告げたことを記しつつその上に新規の増置を行つたとすれば、これは大なる矛盾ではあるまいか。かくて如何に解して見ても文章としての矛盾を完全に除去し得ない家傳である。而も何分にも家傳のこの内容自體が、德宗朝の人李泌の貞元二年における府兵制復興策の上疏を録したものであり、更に考うれば關東富人の兵役には別途の意義が隱され、又一般に河北の兵役が問題とされるに當つてはむしろ武騎團が河北にはじまつたと云う事實を説明するために逆推的に述べられる場合が無いとは云えないのである。かく見來れば右の如き漠然たる記事に據つて河北置府の絶對の根據とすることは甚だ心とない。

しかし置府説に取つて幸な事に第二類の動かし難い證據が存在する。その第一は新唐書地理志である。地理志は開元末天寶初年の調査に基く各道各州の戶口數を掲げ、更に各州下の折衝府數及び府名の傳わるものを記している。これに依るに、河北道には實に三〇の折衝府が存在したことが判る。而も更に近人勞經原・羅振玉氏等が金石文等より發見拾集せられたものを加え、今日確めうるもののみで河北一道の折衝府は四十六も存在が明證せられる。かくて先の兩會要の記事中河北に府を置かずとする玉海會要の記事は、完全に事實に依つて否定されたかに見える。所がこの不動の事實を以てさえ河北不置府説を完全に否定したと考えるのは早計である。些細に先掲兩會要の記事を比較するに、兩者とも問題點の繫年は極めて曖昧で、強いて言えば現行會要は太宗貞觀十年條に續け、玉海會要は高祖武德年間の記事に接續し開元六年條の前に置いている。大唐に於いて始めて折衝都尉なる官を以て地方軍府の長官と定め、従つて、それ等軍府を折衝府と總稱することとなつたのが貞觀十年であることは關係史料の一致せる所で、六典等に示され今日周知となれる所謂府兵制が率ねそれ以後の制に屬することは先述した。而してその前後を通じて全國軍府に置廢移動あり、諸書に記される軍府總數に可成の開きがあるのは各々その調査年代を異にせる爲と考えられる事既に先學が指摘せられている通りである。今此等を一

括表示すれば次の如くであるが、ここに考うべきは、兩會要が問題の個所を各々武徳と貞觀とに繋けている點から、貞觀十年を境として著しい軍府増置があり、然もその設置地域が他ならぬ河北であつたと假定せば、兩記事は夫々その前後との異つた時期の實狀を傳えたものとして矛盾なく理解せられ、必ずしも玉海會要の記事を否定し去る根據はなくなつてくる様に思われる。即ち終始河北に軍府を置かずとする説は地理志に依つて否定されるのであるが、尙當初は置かれず後ち何等かの情勢變化によつて置かれるに至つたと考ふる餘地が充分残されていることとなる。然らば界してその様な解釋を許す根據はと云うに、同じく玉海會要の一節に、「關内置府二百六十一、精兵二十六萬。舉關中之衆以臨四方。又置折衝府二百八十。通給（計之）舊府六百三十三」とある。此れも繫年未詳で武徳の條に續いているが、最後の通計六三三は地理志の云う六三四に照して恐らく開元も末頃の數と思われ、通計五四〇前後となる二八〇府の増置

府數	出典	類別
五七四	通典・杜牧文集	A
五九三	理道要訣	
五九四	六典	B
六三〇	鄴侯家傳	
六三三	新唐書百官志・玉海會要	
六三四	新唐書兵志・地理志	

はそれ以前たる事疑ない。且増置せる二八〇府は折衝府なる名稱で呼ばれているから必ずや折衝都尉の官名を定めた貞觀十年以後に繋る。此處に少くとも貞觀十年以後開元末年以前における増置の事實は確證を得る。更にその増置せられた地區を考うるに、天下通計六三三府の時の關内の府額は二七六であり、唐初の二六一に比し一五の増加となる。今この一五府が二八〇府増置の時すべて置かれたと假定しても、尙この時二六五府が關内以外の地域に配置された事となり、更に總府數六三三の時の河東の府額一四九をも假りに全部引去つても尙一一六が關中河東以外の地に置かれた事となる。而も河東は唐朝創業の地として最初から經營怠りなく、勁卒強兵盡く是より出ずとさえ稱せられて國兵の一大供給源であり、府額關中につぐ形勢は唐初以來の事である。残る地域の中南支五道は總府額六三三の時でさえ合して三八府であるから、如何

に少く見積つても一五〇府前後が河南北隴右三道に配置せられ、同じく總計六三三の時の河南隴右の府數をすべて差引いても三〇府前後が河北に布置された事となる。所が開元末天寶初の状態と思われる地理志の所傳で河北總府數は三〇、近來の研究によるも四六府というのであるから、假令未發見の史料が考えられるとしても河北兵府の大部分が貞觀十年以後の増置に繋ると見得るのである。しかしこの増置は貞觀十年以後とのみ判つても、何時如何なる事情に由つて行われたか不明であり、且府兵制の眞の發足が貞觀十年とせば、何もこれに依て河北の置府が特に遅れ特殊な事情に置かれたと考へるには當らない様である。然るに今一度總府額に關する諸史料を檢するに、前表の如く率ねA B二類に、即ち五七〇乃至九〇前後とする説と六三〇前後とする説とに大別され、兩者の基礎をなす調査の年代において府數の飛躍的增加が見られ、而もその増加數約四〇が今日知り得る河北總府數四六に匹敵するのも偶然とは云い乍ら頗る注目し得る。而して五九四府と傳える六典は、開元廿六・七年の間に完成しその編纂に着手せしは開元十三・四年、早くも十年とされ、開元四年或わ七年令を基礎とすると云われる所から見ても、上・下何れにしる開元初を距ること遠からざる時期の調査ではないかと考えられ、開元末の六三〇前後と照して開元時代に入つて後の増置が相當數存し、少くも河北兵府には開元年間に入つて置かれたものも相當あり得たとする假説を成立せしめる餘地があると云わねばならぬ。しかし最後に、河北置府説の最も強力な史料として、既に早く河北に置かれた府の事を記した記事がある。

(イ) 懷州申。衛士楊建德被差鎮。勅到之後母亡。遂蘆墓側哀毀。中。廉察以爲避鎮科罪。(全唐文二六〇司馬) 鎮・對蔡芝白鬼判

(ロ) 衛州新鄉縣令裴子雲。好奇策。鄙人王敬成邊。留犍牛六頭於舅李進。處養五年。產犢三十頭。例十貫已上。敬還索牛。兩頭已死只還四頭老牛云々。(太平廣記一七一精察) 裴子雲・田朝野僉載

(ハ) 待價。初爲左千牛備身。永徽中江夏王道宗得罪。待價即道宗之婿也。緣坐左遷盧龍府果毅。時將軍辛文陵。率兵招慰高麗。中。高麗掩其不備襲擊敗之。待價與中郎將蔣仁貴。受詔經略東蕃。因率所部救之。(舊唐書七七章) 挺・子待價傳

(二) 乾緒。中。官至宣威將軍右玉鈴衛幽州開福府折衝都尉。清邊軍總管致仕。碑以先天元年十一月立。(集古錄卷二) (唐揚乾緒碑)

右に依るに、(イ) 河北懷州の衛士楊建徳が勅到つて鎮に差せられたが、それを傳えた司馬鏗は神龍中に宣黃門侍郎に至りしことが見えるので、これが武后聽政の間の出來事たるは略々疑ない。(ロ) 河北衛州新鄉縣令裴子雲の部人王敬が成邊五年にして還つたとあるが、太平廣記の此の前後の話がすべて武后の時となつていたので、此れもその頃と見てよからう。

(ハ) 高宗永徽中に韋待價が緣坐左遷せられて盧龍府界毅となつて對高句麗戰に活躍したが、盧龍府は地理志に據るに平州管内にある。(ニ) 楊乾緒は右玉鈴衛幽州開福府折衝都尉となつたが、六典・舊唐書職官志に據るに、光宅元年左右領軍衛を玉鈴衛と改め神龍元年舊に復してあり、従つてこれ又武后の時である。勿論他にも河北州郡に置かれた府の記事は存するが、以上が最も早く且確實なものである。而して僅か四例とは云え右は當時既に多くの兵府が河北一圓に置かれていた可能性を暗示している。即ち右は河北不置府説に取つて全く否定的且決定的な史料と見られそうである。所が尙且反論を成立せしめる餘地の殘されていることを見落すわけにはゆかない。と云うのは右は少くとも河北の府にして高宗・武后時代に置かれていた者のある事を示してはいるが、決してそれ以上のものではない。これを以て河北一圓置府推定の根據とするには先づ河北軍府の分布の中心が何處に在りそれと右諸州が如何なる關係にあるか。次に右諸州が河北の他の諸州に

河北道兵府分布表

州名	府數	計	地は補數は計にし内志入れ() 理近わ
懷	(2)	8	
魏		1	
相		2	
滹		1	
趙		1	
易	(9)	9	
幽	(14)	17	
平	(1)	1	
燧	(2)	2	
檀		2	
薊	(2)	2	
備考			

比し特に先じて置府を見る特殊事情がありはしないかの二點が究明されねばならぬ。今地理志に従つて河北諸州の兵府分布を検するに上表の如く、幽・易・檀・薊の縁邊と懷州の如き洛陽への通路を扼する要衝とが中心である。勿論所傳漏れもあろうがそれにしても河北軍府布置

の重點を窺うに充分であり、且先掲諸例が懷・衛・平・幽州である事は正にこの二大中心地域内に含まれている事を示し、愈々河北兵府の大半が既に置かれていたとの推測を強めるが如くである。然らば第二の點はと云うに、天授二年四月廿九日の廢關雍洛州置關鄆汴許衛等州府制に、^註「可。以洛東鄭州汴州。南汝州許州。西陝州虢州。北懷州澤州潞州。東北衛州。西北蒲州。爲王畿內。鄭州汴州許州可置八府。汝州可置二府。衛州可置五府。別兵皆一千五百人。」とあつて、通鑑に據れば武后は自らの手にかけて前皇后王氏淑妃の亡靈に脅えて長安に居るを厭い、専ら洛陽に居つたと云うが、さなきだに開發されゆく東南財源を控えて洛陽の地位重きを加え、高宗末年の平淳元年關中の飢饉を機に駕輿東遷し、かくて新たに洛陽を中心とする畿輔制の創始となり、河東の澤・潞や山東河南の鄭・汴・汝・許諸州と共に懷・衛の河北二州がその中に入れられたのである。かかる地位に在つた懷・衛兩州であつて見ればその兵府設置が一般の河北諸州に比し著しく早かつたとしても少しも不思議でない。但しこれは上府千二百人、下府八百人の兵額を、各々千五百、千と引上げられた時代の設置であるから、それ以前から存したものに加増したのかもしれないと思われるであらう。所が全國總府數六三〇餘の時の河南一道の額は大約八六府。その分布の判明するものは地理志に據り次表の如く、洛陽河南府下三九、陝州一五、汝・虢各四の計六二である。然るに右天授二年制に據れば地理志に記載漏れの鄭・汴・許州各八府計二四府の新置がわかり、これを合するに正しく八六府となり、以て右三州二四府はこの時創置せられたと考えられるのである。尙汝州は同時に二府を置かれているが、これは地理志の掲げる四府中に含まれているものであらう。同様に河北衛州に置かれた五府も地理志には記載漏れとなつているが、この時の創置と見て妨げない。前掲懷州衛士差鎮の記事に「勅到」とあるのも普通定期の上番出鎮は兵部の符契に據り別勅を要しなかつたから、或いむこれが最初の置府差鎮であつたのかも知れぬ。かく考えれば武后の時に見られる河北懷衛二州の府兵徵發は、單に記事の初見と云うばかりでなく、或いむ置府の初めであつたかも知れず、且他の河北諸州に魁をなす特殊事狀が存したと考えうる。更に河南道における兵府分布が洛陽府下の他

河南道兵府分布表

州名	府數	小計	總數
河南府	39	15	4
陝	4	4	4
汝	4	4	4
鄭	8	8	8
汴	8	8	8
許	8	8	8
		62	86

は陝・虢に集中し、要するに洛陽以西にあり、以東に到つては汝州も天授年間に増置されて四府となり、更に東の鄭・汴・許はその時初めておかれたらしい事に徴すれば、所謂折衝府の開置が先づ關内に接した洛陽以西に始まり次第に東に及んだ形勢を如實に示しているのであつて益々特殊な例外を除き河北一圓に對する置府がそれ以後であつたと考へる可能性を強める。然らば最も早い高宗永徽の平州一府及び幽州のそれは如何。河北兵府の分布が洛陽の前衛と縁邊に集中し、中間も又都護府後退後の前哨線並びに北狄侵入路乃至防禦兵站線に當り、從つて河北の置府が東北の形勢と不可分の關係にあることは先述した。而して前掲史料に明かな如く、平州の一府は永徽六年に始まる高句麗經略と表裏の關係をなし、この遠征の前進基地たる幽州の置府も勿論同様と思われ。而して多大の兵員物資を傾注せる對高句麗戰に、その戰場地域の置府も勿論同様と思われ。而して多大の兵員物資を傾注せる對高句麗戰に、その戰場地域の置府も勿論同様と思われ。而して多大の兵員物資を傾注せる對高句麗戰に、その戰場地域の置府も勿論同様と思われ。

に直接せる河北一道、就中縁邊がその供給源とされない筈はなく、事實河北の租税は擧げて遼東の軍用に供せられていた(冊府元龜九八六外臣部) 征討・乾封元年十二月) されば兵員供給のための兵府も當然布置されていたと看做されるであらう。所が河北が重要な兵員供給源であつたことは間違いないが、その多くが界して府兵であつたかと云う點については大なる疑念を起さしめる材料が多數存するのである。但し、これは單に對高句麗戰のみに止らず、大唐の外國經略軍全般の構成に關する問題に屬するので、遽かな斷定は許されず、更に一段の考究を要するのであるが、太宗・高宗二朝に跨り數次に亘つて、河北を中心に河南・淮南の一部にも及んだ數萬に上る募兵及び「別敕行人」と稱せられるものの意義は慎重に檢討されねばならぬ。勿論遼東戰線には府兵も動員せられていたに相違なく、既に太宗朝の遠征において折衝・果毅都尉の官號を有する者の活躍が傳えられている(冊府元龜一三五帝王部好邊功、全) 一七親征・貞觀十九年四月壬寅) が、彼等の出身地が河北であるとの明證はなく、逆に河北以外の地より

營州都督府管下諸鎮に出成し、或いは撥せられて來征したとの推測を可能ならしめる史料が存在する。これについては後文に詳説する。更に資治通鑑卷二唐紀・太宗・龍朔元年六月癸未の條に、「以吐火羅・嚙噠・鬪賓・波斯等十六國。置都督府八。州七十六。縣一百十。軍府一百二十六。竝隸安西都護府」とある如き、遠征出成地區における屯戍兵員の現地補充を目指す特殊な軍府の存在に照らすとき、單に先に實證せられた幽平二州管内の二府の存在、及びそれに據つて他にも若干府が既に置かれていたとの想定が可能であると云う理由のみを以て、必ずしも幽州を中心とする全兵府群の存在、引いては河北一圓の置府を速斷することは許されず、逆に對高句麗戰と云う特殊事情が他に先んじて此等若干の兵府を設置せしめたにすぎぬのではないかとの臆測を強めるのである。考えて此處に到れば、はじめ疑うも愚かに思われた唐初以來の河北兵府の存在は、實は無條件に信ずるには餘りにも根據薄弱と云わねばならぬ。

さて然らば、果して河北に初め兵府が置かれず、其後情勢の變化に依つて置かれるに到つたとする説を積極的に論證すべき史料を見出し得るであろうか。始めに見た如く直接河北不置府と申明せる史料は、今のところ玉海會要と鄴侯家傳の一節のみである。しかも家傳の記事は解釋に疑問あり、玉海會要の記事も正に檢討の對象であつて立論の根據とはならぬ。そこで若し假りに河北の兵府が唐初より置かれたものでないとすれば、その設置の時期は何時か、そしてそれ以前の河北の防衛治安は何に依つて保たれていたかが明かにされねばならぬ。何となれば河北は既に太宗以來大唐の對外政策に取つて外交・軍事兩面に亘り常に一大根據地であり、従つてこれが裏付となるべき對内政策を欠くことは考えられぬからである。この問題に對する最も確實な解答は、凡そ唐初以來河北に起れる軍興のあらゆる場合につき逐一檢討を加えるにあること云う迄もない。しかし繁を避けて今一・二の代表的例を以て一斑を窺ふこととする。

文苑英華卷六露布四七に收められた二つの史料はこの問題に關する最も暗示に富んだものと云いうる。その一は張説の「爲河南王武懿宗平冀州賊契丹等露布」であり、則天武后の萬歲通天年間と聖曆年間に挟まれた神功元年、前歲即ち萬歲

通天に引續ける第一波の契丹大舉入寇を邢・趙の間に打破せる戰捷報告である。その二は樊衡の「爲幽州長史薛楚王破契丹露布」であり、玄宗開元の時とあるのみで詳細は確め得ないが、恐らく開元十八年前後における契丹侵攻の第二波を撃破せる戰捷報告である。内容は平板にして且長文の爲引用の繁を避けるが、注目すべきは兩者共各戰鬪における將卒の活躍を述べ、且その主なる者の氏名と所屬府營名を明示していることである。今府兵に關するもののみを抽記し、地理志等により道州別を明かにしうるものはこれを付記して表示するに次表の如くである。

神功元年對契丹戰に活躍せる將卒

氏名	階級	所屬	屬州	道別	氏名	階級	所屬	屬州	道別
成善威	典軍	定王府	未審	全上	元寂	廣牧軍領	原州	關內	道
穆仙童	左果毅	平原府	絳州	河東	崔敬一	刺史	扶州	劍南	道
鹿思讓	左果毅	渭川府	渭州	隴右	吐火羅決斯	果毅	伊州	隴右	道
康戊	鎮副	崇闇鎮	原州	關內	阿史德伏魔支	果毅	伊州	河東	道
蘇元暉	主	花石戍	潭州	江南	侯義威	果毅	忻州	河東	道
崔恩悞	主	威寧戍	嬌州	河北	杜玄隱	果毅	晉州	河東	道
阿史較	左果毅	潞州府	潞州	河東	王才龕	主	河州	隴右	道
任弘誓	果毅	王城府	河南府	河東					

開元年間對契丹戰に活躍せる將卒

氏名	階級	所屬	屬州	道別	氏名	階級	所屬	屬州	道別
李車蒙	果毅	威寧府	幽州	河北道	楊元亨	軍副使	經略軍	幽州	河北道
閻昇	果毅	永寧府	寧州	關內道	樊懷璧	軍子將	政和府	幽州	河北道
李璜	折衝副使	英樂府	幽州	河北道	右果毅	果毅	清夷府	幽州	河北道
李善珍	折衝副使	平盧府	易州	河北道	車仙曄	果毅	英樂府	幽州	河北道
桓善珍	折衝副使	遂平城府	易州	河北道	密雲府	密雲府	禮州	河北道	河北道

此の表を一瞥して明かなことは、武后の神功元年には河北に關係ある者として唯嬀州威寧戍主崔恩懐の名が見えるのみで、その果毅都尉等の出身地は河東道最も多く、次いで隴右・關内で、更に僅かながら江南・劍南に及んでいる。右の事實は、少くとも神功元年の戰に動員せられて河北縁邊に戰つた府兵の多くが大唐創業の地にして且「府額亞關中」と云われた隣道河東の勁兵で、更に遠く關内・隴右から送られて來た者も少くなかつたことを示している。所がこれに反し開元年中の報告に於ては、其處に現われる府名は寧州永寧府（關内）を除いてはすべて幽易檀等河北一道内に限られ、河北一道の府兵が大いに調發せられ活躍していることが紛れない事實として示されている。此の二つの紛れない事實の意味するものは何であろうか。即ち、武后の神功元年に於ては河北の府兵は存在したにせよ極めて微々たる力しか有せず、北族防衛の根幹は隣道河東をはじめとする他道の派遣軍に頼つていた事、これである。

先に筆者は武后の時、諸道に先立つて河北の府兵制が崩壊したとなす見解が極めて根據薄弱で、一は玉海會要の不置府兵の一句を欠脱せる現行會要に基き、一は武騎團設置の事實を説明せんがため唱えられた形跡のあることを指摘したが、今この神功元年の河北府兵不活躍を以て既に河北の府兵制が崩壊に瀕せる結果なりと主張せんか、それより遙か後年の開元年間にてこれが活躍を見せている事實は全く不可解となる。而して假令崩壊に瀕すと云うも河北に府兵の存する限

り、兵役に因る逃戸の弊を最も讞われた關内・河東、更に隴右からまで遙々^{註11}と將兵を徵發遠征せしむることは如何にしても不自然と云う外ない。かくて右史料に關する限り武后神功の頃迄は河北一圓の府兵は極めて弱體で、却つてその後開元十八年頃迄の間に置府強化を見、遠道よりの派兵を止めて河北道自體での防備體制を整えたと考えざるを得ないのである。以上のことは先掲太宗・高宗朝の高勾麗戰に活躍せる府兵の出身も又河北以外の地が主であり、當時河北の兵府は數微々たるもので一道の大勢からは極めて例外的存在であつたらしいことを推測せしめる。翻つて先掲全國總府數統計を檢するに、時代を上るにしろ下るにしろ開元初を隔ること遠からざる調査に基くと思われる五七〇乃至五九〇の數と開元末天寶初の調査に基くと思われる六三〇前後への増加は、可成飛躍的で比較的短期間の集中的増置を想像させる。而して先述の府數計算の結果から見ても筆者はこの増置こそが河北道に於ける置府であつたと考えたい。若しそうだとすれば、河北不置府兵と記した唯一の史料たる玉海會要は果して河北に其後兵府を列置したことに言及していないであらうか。かく考えて玉海會要を檢するとき、「開元六年五月二十七日。置折衝府。毎年一簡點。」とあるのを見出す。新舊唐書・現行會要等は何れもこの「置折衝府」の一句を抹殺し、それ迄三年一度の簡點であつた徵兵規則に變更を加える詔が出されたこととしてゐる。成程折衝府は既に貞觀十年を以て置かれていたのであるから今更「置折衝府」は全く意味を成さぬわけで抹殺も無理からぬ所である。しかし玉海會要に關する限り、この「置折衝府」の一句こそは先の「不置府兵」に對する一句として嚴とした存在意義を有するのである。然らば開元五・六年と云う時機は河北に如何なる事態の發生した年であつたか。資治通鑑^{卷二}唐紀玄宗開元四年七月條に、「突厥默啜既死。奚契丹拔曳固等諸部皆內附。^中并州長史王峻上言。此屬徒以其國喪亂故相帥來降。若彼安寧。必復叛去。」とあり同じく翌五年十一月には契丹王李失活の入朝を傳える等、武后中期より猛威を振つた北族がその内紛によつて一時侵寇を鈍化中止し、東北邊は小康を保つた時期でしかもやがて來るべき再度の大侵寇が充分豫想せられる情勢であつた。この豫想は間もなく事實となつて現れている。この時に當

り、唐朝がこの小康を機として河北軍政に一大進展を齎すべく努力したことは容易に想像しうる所である。同じく通鑑卷全開元五年三月庚戌條に、「制。復置營州都督於柳城。兼平盧軍使。管內州縣鎮戍。皆如其舊。以太子詹事姜師度爲營田支度使。中略開屯田八十餘所。」とあるのはその一例である。そこには當時擴大されつゝあつた所謂軍鎮組織の邊防體制と共に、尙鎮戍を以てする邊防體制、即ち府兵制に則る兵備の強化も明かに看取せられるのである。かくて武后時代以後玄宗開元中期迄の間に初めて河北一圓に對する兵府布置が行われたと考ふる假説は、玉海會要に關する限り何等矛盾なく成立し、更に開元六年と云う設置年代に關する積極的根據さえ得るのである。尙注目すべきは開元五・六年には既に兵力八萬を擁する并州天兵軍を始め多くの軍團がおかれ、新兵制は既に發足していたが、それは決して本來衰滅に瀕した府兵制に取つて代ることを目指したのではなく、全く異質のもの乍ら相補うべきものとして並置されたものたる點である。先に一言した如く、第一次の契丹大侵寇を切り抜けた武后神功元年は實に河北山東諸州に於ける大唐最初の團結兵たる武騎團設置の詔を下された萬歲通天元年の翌年に當つてゐる。若し今迄述べ來つた假説が成立つとせば、武騎團の設置は府兵制崩壞の欠を補うものとしてではなく、實に河北の兵府が未だ戰力として發動する段階に入つていなかつたが爲に行われたもので、即ち府兵制崩壞の故にではなく、未整備の故に生れたと考えられてくる。今これに就いて詳説する餘裕を有たないが、武騎團設置の背景をなす山東許の事情を訴えたものとして屢々引かれる全唐文卷二一陳子昂の「上軍國機要事」は次の如く傳えている。「臣伏見。恩制免天下罪人、又募諸色奴、充兵討擊者、是捷急之計。非天子之兵。且。中略罪人極少。奴多怯弱、未慣征行、縱其募集未足可用。中略山東百姓。國家比以供軍。矜不點募。近聞東軍失利。山東人驕慢。乃謂國家怕其窳豪。不敢徵發。中略何國瓊隙。頗搖風俗。中略臣伏思。即山東愚人。有亡命不事產業。有遊俠聚盜者。有好豪強宗者。有交通州縣造罪過者。如此等色皆是奸雄。中略臣恐。無賴子弟暴橫。中略上不爲國法所制。下不爲州縣所羈。又不從軍。又不守業。坐觀成敗。云云」即ち當時府兵を以てする防衛が困難で、爲に囚人僮僕の兵を戰線に立てんとしたのに對

し、それは國家の體面上面白くないばかりか、量質共に實際の役に立たぬであろうこと。山東の百姓は供軍ありしたため、
んで點兵していない。そこで山東人は國家が敢えて徵發し得ないのでと云い合つてゐる。一方山東には無賴遊俠草賊が多
く、更に大豪族が多く居て州縣と結托してゐる。彼等は形勢を觀望して情勢次第では遠心的動きを示す等のことがのべら
れてゐる。供軍とは唐宋時代の用語として専ら軍需物資の調達を意味する。即ち河東關中が用兵の地と云われたに對し、
財用の地と云われた河南北は點兵を免ぜられて専ら物資調達の對象となつていたのである。これについて、その不點兵の
理由は供軍負擔を「矜んで」と述べられてゐるが、山東人に云わせれば寧ろ今の國家の力では出來ないのでと述べられてい
る。而して少くともその理由の一つは州縣をも抱き込むような奸豪強宗の存在であり、彼等に對する對策は下文に、「有
龕豪遊俠亡命奸盜失業浮浪漂食富族強宗者。並稍優與賜物。悉募從軍。云々」と權力に依らず懷柔に依るべきを述べてい
る。果してかかる富族強宗は、唐初より武后朝に到る間に府兵制・均田制の崩壊と表裏して誕生して來たものなのである
うか。否寧ろ唐初以來の存在で、國初創業期に於てはより甚しい情勢にあつたと考えられる。即ち決して「比」コノトキ生起した
事情とは受取れない點があるのである。然らばその様な状態の河北山東が如何にして供軍の母體となり得たかは重要な問
題であるが、今は疑問のままとし、さて兎に角右に徴しても武騎團設置以前所謂山東・河南北の地に廣く府兵制が施行さ
れ、しかも崩壊しつゝあつたとは考えられず、逆に未だ府兵制は本格的實施の運びにさえなつていないらしいことが想像
せられてくる。

かくて以上の推論が許されるとすれば、今や玉海會要の「不置府兵」の一句をそつくり除き去つてゐる現行會要の記事
は、開元以後河北に置府を見た實情に照して最初の編者王溥か或いは清朝における再編の衝に當つた四庫館員かが故意に
除去して出來上つたもので、それはひとえに右の事情を曉らなかつたか或いは特殊の願慮に依つて陰蔽したかの何れかに
因るとの結論に傾かざるを得なくなつてくるのである。

さて以上述べ來つた所は、主として零細な史料の論理的解釋から導き出された所であり、更に少からぬ想像をも交えた假説である。だが更に果して大唐一代の大勢に照らすとき何れの解釋がより妥當、合理的であるかが検討されねばならぬ。そしてそれは、若し如上の推定が事實に近いとすれば、何故河北に置府が遅れたかの理由を説明するものでなければならぬ。かかる大問題についての結論は到底今の筆者の能く下し得る所でないが、唯、既に谷氏に依つて指摘された大唐の建國事情にからまる山東豪族と唐朝との對抗關係がその鍵ではあるまいかとの臆測を抱くのである。而して高宗朝に芽生え、祖法に束縛されることなく現實則應の施策を進めた武后朝に發展し、玄宗朝に繼承促進せられた内政の轉換と、外民族の壓迫の増大とが相俟つて、遠心性強き河北の民を次第に唐朝と結びつけて行つた過程を想像せしめると共に、安史之大亂への一つの伏線をも豫想せしめるのである。不幸にして未だ一讀の機を得ないが、右の問題を扱つた布目潮風氏並びに陳寅恪氏の論稿の論旨の紹介に接して、これがあながち筆者の獨斷に非るが如く思われるのは心強い次第である。今は只筆者の疑問を開陳して大方の御批判を仰ぎ今後の研究に資するを得れば幸いである。

(昭和二十七年十一月稿)

えなす。

〔附記〕その後上京の機、東洋文化研究所員堀敏一氏の御好意に依り陳氏の論文を借覽することを得たことは感謝にたえない。

註1 後に觸れる中國の谷霽光氏は此れを以て蘇冕の會要と解される。しかしそれは現行會要即玉溥會要と考えて、それと異なる。玉海所引會要こそ蘇冕の舊本ならんとの臆測に立てるもので現行會要が既に玉溥の原本と異なる以上今は疑問のまゝとする外ない。

2 因みに云えば、現行會要の記事は、玉海所引會要の記事を二分し、各々に若干の新記事を加え、反對に若干の記事を欠脱し一部の重複を顧みず、府兵と京城賭軍の二項目に記載したも

3 のと云える。その個々の部分の検討は他日を期したい。

4 「唐の衛府制に就いて」歴史と地理九卷五號。「唐衛府制と均田租庸調法に關する一私見」東北六十周年紀念論叢。「支那史概説」弘文堂一七一頁。

5 「唐折衝府考校補」禹貢半月刊後二十五史補編所收。「安史之亂前之河北道」燕京學報十九期。

6 玉井是博氏「唐代防丁考」支那社會經濟史研究所收。全唐文卷三李泌・議復府兵(通鑑にあり)併照。尙お山東の成卒が

7 八

縉帛を持參するを覗つて邊將が惡慮をつくし、天寶以後山東
戍卒の還る者、十に二・三と稱しているが、此れは時代も下
り、且此の戍卒は府兵とは解し難い點がある。

7 勞經原「唐折衝府考」羅振玉「唐折衝府考補」「全上拾遺」
守山閣叢書後二十五史補編所收。

8 現行會要が三百六十一とするの誤りなることは、三六一に增
置二八〇を加うれば忽ち六四一府となり、最高府額を上廻る
點よりも看破せられ、尙他史料と照合して動かし難い。

9 文苑英華卷四翰林制誥。

10 類似のものとして、新唐書卷三地理志・關內道、延州の條に
「儀鳳中。吐谷渾部落自涼州內附。置二府于金明（府名）西
境。曰羌部落。曰閩門。」とある。

11 詳考は別稿に譲るが、新唐書地理志の天下州郡戶口數を基
礎に、通典に見える天寶年間の課戶口數その他を參考にした
推算によれば、州によつて一折衝府當りの戶・丁數に大なる
開きがあり、一府の管内三千乃至四千戶、五千乃至六千丁の
ものから、一府管内一萬戶を越え數萬丁に及ぶと推測される
ものに到る迄極めて區々であり、中には十數萬戶三〇萬丁近
くに對して一府しか置かれぬ所もあつた。しかし率ね平均し
て關內諸州の一府當りの丁數四千乃至五千、隴右は四千丁足

らず、河東は八乃至九千丁、河南は九千乃至一萬丁、これに
對し河北は一府平均五萬丁以上にも達することとなる。増員
後の中府の兵額一千二百で計算してみると、關內、隴右は三
丁に一丁と云ふ點兵率の極限近くまで徵兵が強行されたこと
となるのに對し、河東・河南は兵役稍々閑散で七・八丁に一
丁の點兵率となる。然るに河北に於ては上府兵額一千五百を
以て計算して尙三〇數丁に一丁程度の點兵率となる。勿論全
く推算の域を出でぬが、以て府兵制の重心の所在即ち兵役負
擔の輕重度の偏差を窺い得、本文の主旨を側面より強化する
ものである。

12 新唐書兵志は「六年一簡點。」とす。
册府元龜卷九二外臣部備禦、全唐文卷二元宗・命柳城復置營州
詔等に詳し、今便宜上通鑑を引く。

14 山東の地名には廣狹二様あり、通鑑卷一七天寶十四載十二月丙
午條の胡註は合天下言之。則河南河北謂之山東云々とあ
るが、通鑑考異卷九に引く太宗實錄に「山東人物之所。河北蠶
綿之鄉。」と見え、全唐文卷一陳子昂・上軍國利害書三に「山
東則有青徐曹汴。河北則有滄瀛恒趙。莫不或彼飢荒。」とあ
る。

A Question on the *Fu-Ping* System 府兵制度 (conscription System) in the Period of the *T'ang-Dynasty*

by H. Kikuchi

Hitherto we had many treaties on the *Fu-ping* System, which was military sytem in the first half of the *T'ang* Era. and these treaties have formed a populer view. But in consequence of the reexamination of original sources, it seems to me that the popular view must be amended about following points. (1) The description of *T'ang-Hui-Yao* 唐會要 which exists at present, contains some incorrect reports. In the description of old *T'ang-Hui-Yao*, which is extracted in *Yü-Hai* 玉海 there are some reliable reports. (2) In accordance with populer view, among the areas, where was enforced this conscription system, was northern China. It is reliable. but more exactly *Kuan-Nuei*-關內-, *Lung-You*-隴右- *Ho-Tung*-河東- and the western part of *Ho-Nan*-河南-*Taos* 道 (Tao meaned Province) were especially important. And it was not enforced in *Ho-Pè-Tao* 河北道 in the first period. (3) According to the popular view, the *Fu-Ping* System began to decline in the middle periob of *T'ang*.

But I asert that in *Ho-Pè-Tao* it began to be enforced in the same period, more exactly about the sixth year of *Kai-Yüan* 開元 (718 A.D).

(4) The expansion of northern bardarisns and the change of internal condition of China caused enforcement of *Fu-Ping* System in *Ho-Pè-Tao*. (5) Accoring to the popular view, the *Fu-Ping* system began to decline in *Ho-Pè-Tao* at first and instead of that system the new militia corps appeared there. But I think that in *Ho-Pè-Tao* the *Fu-Ping* System did not decline so fast. On the contrary the enforcement of it was later than in other provinces and the new militia system co-existed with *Fu-Ping* System from the start. And many problem are left as to the relation of both systems. (6) From above mentioned facts, though I have some objections, I support the opinions of Dr, *Fumio Okazaki* and *Ku-Tsi-Kuang* 谷霽光 among some predecessors.